

管理委託契約約款

株式会社 東京美術倶楽部

(目的)

第1条 この約款は、美術の著作物（以下「著作物」という。）の著作権の保護と利用の円滑化を図るため、画家、版画家、書家、彫刻家その他著作権を有する者（以下「委託者」という。）が、株式会社東京美術倶楽部（以下「受託者」という。）に著作物の利用の許諾の取次をさせる委任契約の内容を定めることを目的とする。

第2条（受託の範囲）

委託者は、その有する著作権及び将来取得する著作権、委託者が指定する著作物にかかる著作権の管理（利用許諾契約に関する契約の締結、使用料の收受及び分配その他これに附帯する業務）を委任し、受託者はこれを引き受けるものとする。

- 2 前項における指定の際、委託者は受託者に指定する著作物にかかる明細をあらかじめ文書にして指定し、届出するものとする。
- 3 委託者が受託者に管理を委任する著作権の範囲は、次に定める利用方法で管理委託契約で指定したものとする。
 - (1) 著作物を出版・印刷物（書籍、雑誌、新聞、カレンダー、ポスター、パンフレット、その他）として複製し、その複製物を公衆に譲渡すること。
 - (2) 著作物をCD-ROMその他のデジタル記録媒体に複製し、その複製物を公衆に譲渡すること。
 - (3) 著作物をコンピュータで読み取り可能な形式で複製し、コンピュータ・ネットワークを用いて公衆送信すること、及び受信先の受信装置を用いて著作物を公に伝達し又は受信先の受信装置にコンピュータで読み取り可能な形式で複製すること。
 - (4) 著作物を地上波放送、衛星放送、ケーブルテレビ放送その他テレビ放送の方法により公衆送信すること。
- 4 委託者は予め受託者の管理内容を了解した上で、指定する著作権の管理を受託者に委任するものとする。
- 5 前項に定める利用方法で委託者が管理委託契約において指定したもの以外については、使用料規程に定める額にかかわらず、その使用料の額は、利用契約の都度、委託者が決めることができる。

(再委託)

第3条 外国において第2条の管理を行うときは、受託者は外国の著作権管理団体に再委託することができる。

(契約期間)

第4条 契約期間は管理委託契約の締結の日から2年とする。ただし、契約期間の満了の日の2ヶ月前までに、受託者又は委託者が反対の意思表示をしないときは、本契約は自動的に2年間更新されたものとし、以降も同様とする。

(使用料徴収の方法)

第5条 受託者は、文化庁長官に届け出た使用料規程に基づき、利用者から使用料を徴収する。

- 2 受託者は、利用許諾契約の締結の促進又は管理の効率化を図るため、必要に応じ、合理的な範囲で、文化庁長官に届け出た使用料規程に定める使用料の額を減じた額を利用者に請求することができる。

(使用料分配の方法)

第6条 この約款における受益者は委託者とする。ただし、委託者は、事前に受託者に届出ることにより、第三者を受益者に指定し又は指定した受益者を変更することができる。

- 2 委託者が国外に居住する場合には、委託者は予め、国内における第三者たる受益者を指定し、受託者に対し届出をしなければならない。
- 3 受託者は、受託者が収受した使用料を次のとおり受益者に分配するものとする。

分配期	期 間
6月	1月から3月までの間に収受した使用料
9月	4月から6月までの間に収受した使用料
12月	7月から9月までの間に収受した使用料
3月	10月から12月までの間に収受した使用料

(受託者の報酬)

第7条 委託者が受託者に支払う報酬は、受託者が収受した使用料の20パーセント以内で受託者が定めた率とする。

- 2 受託者は、受託者が収受した使用料を分配する際に、前項で定めた報酬を控除するものとする。

(著作権の保証)

第8条 委託者は、受託者に委託するすべての著作物について、著作権を有し、かつ第三者の権利を侵害しないことを保証する。

- 2 前項にかかわらず権利侵害等の問題が生じ、受託者又は第三者に損害

を与えた場合は、委託者はその責を負う。

(約款の変更の方法)

第9条 受託者は、この約款を変更した場合は、遅滞なく次の方法により変更された約款を公示するとともに、委託者に通知しなければならない。

- (1) 事業所における掲示
 - (2) インターネットによる公開
- 2 この約款の変更の内容に異議のある委託者は、通知の到達した日から30日以内に、書面による申し出により、管理委託契約を解除することができる。
- 3 本条第1項に定める公示の日から50日を経過しても前項に定める解除の申し出がないときは、委託者は約款の変更について承諾したものとみなす。

(管理委託契約の承継)

第10条 相続又は営業譲渡、合併若しくは分割等により委託者の有する著作権を承継した者は、管理委託契約に基づく委託者の地位を承継するものとする。

- 2 委託者の地位を承継した者は、すみやかにその旨を受託者に届け出なければならない。なお、相続人である承継者が複数いるときは、全員の同意を得てその代表者が届け出るものとする。

(委託者への通知)

第11条 受託者の委託者又は第6条に定められた第三者たる受益者に対する送金、催告その他の通知は、委託者又は第6条に定められた第三者たる受益者の届け出た住所に宛てて行う。ただし、委託者が国外に居住する場合は、第6条2項に基づいて届出があった国内における第三者たる受益者の住所に宛てて行う。

(委託者の通知義務)

第12条 委託者は、次の各号のいずれかに該当する場合、すみやかに受託者にその旨を通知し、かつ、所定の手続をとらなければならない。

- (1) 管理委託に係る著作権の権利に変動があったとき
- (2) 送金先等に変更があったとき
- (3) 委託者が名称又は住所を変更したとき
- (4) 委託者である法人その他の団体が合併し、解散し、又はその組織、名称等を変更したとき
- (5) 委託者の代表者、および第三者たる受益者に異動があったとき

(分配請求権の譲渡又は質入の禁止)

第13条 委託者は、受託者の承諾を得なければ、使用料等の分配請求権の譲渡又は質入をすることができない。

(管理委託契約の解除)

第14条 委託者又は受託者は、管理委託契約に違反する行為があったときは、相当の期間を設けて、当該契約上の義務の履行を催告したうえで、管理委託契約を解除することができる。

2 受託者が、著作権等管理事業法第9条各号のいずれかに該当することとなった場合において、同条第1号、同条第3号又は同条第4号に該当することとなったときは、委託者は第1項に定める手続により管理委託契約を解除できるものとし、同条第2号に該当することとなったときは、受託者が破産の宣告を受けたときをもって、管理委託契約は当然解除されたものとする。

3 委託者又は受託者は、相手方の同意を得て管理委託契約を合意解除することができる。

(受託者の権限に関する例外的取扱い)

第15条 委託者は、管理委託契約の締結に当たり、受託者の同意を得て、この約款に定める受託者の権限に加えられた制限以外の制限を認めることができる。

(財務諸表等の作成、通知)

第16条 受託者は毎事業年度経過後3ヶ月以内に、著作権等管理事業法施行規則第19条に定める財務諸表等を作成し、その内容を委託者に通知するものとする。

(裁判管轄)

第17条 この約款に基づき締結された管理委託契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審専属管轄裁判所とする。

(守秘義務)

第18条

(1) 受託者は委託者の個人情報の漏洩の阻止など安全のための措置を考慮するものとする。

(2) 委託者と受託者はその管理上発生した使用者にかかる情報について第三者に提供してはならない。

(実施の日)

付 則 この約款は、文化庁長官が届出を受理した日から実施する。

(受理日 平成19年3月26日)